

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定により、この公告の日から 4 月以内に、市に意見書を提出することができます。

2018 年（平成 30 年）11 月 8 日

福山市長 枝 廣 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグひまわり三吉町五丁目店・TSUTAYA 三吉店

所在地 福山市三吉町五丁目 171 番 20 外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

(ア) A 棟南側 5 台

(イ) B 棟東側 10 台

(ウ) B 棟南側 15 台

(変更後)

(ア) A 棟南側 5 台

(イ) B 棟西側 25 台

イ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

(ア) A 棟南側 21 m²

(イ) B 棟南側 21 m²

(変更後)

(ア) A 棟南側 21 m²

(イ) B 棟南側 21 m²

ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

(ア) A 棟内南側 4.68 m³

(イ) B 棟西側 8.57 m³

(変更後)

(ア) A 棟内南側 4.68 m³

(イ) B 棟西側 8.72 m³

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

株式会社モラブス

開店時間 午前9時00分

閉店時間 午前3時00分

(変更後)

24時間営業

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

午前8時30分～午前3時30分

(変更後)

24時間

3 変更する年月日

2018年(平成30年)10月16日

4 変更する理由

営業政策のため

5 届出年月日

2018年(平成30年)6月20日

6 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課(市政情報室)

(2) 縦覧期間

2018年(平成30年)11月8日から2019年(平成31年)3月8日まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

2019年(平成31年)3月8日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課